

## 物品販売契約書

特定非営利活動法人中津文化協会（以下、「甲」という。  
以下、「乙」という。）は、乙が主催する、「  
」（以下、本公演）  
という。）に際しての物品販売について、以下のとおり契約を締結する。

### （物品販売）

第1条 乙は、乙が主催する本公演に際して 等の物品を、公演期日に限り  
公演会場において販売（以下、「物品販売」という。）する。

2 甲は、前項に定める物品販売に際しては、会場内に物品販売のための場所を確保し、乙  
に対して便宜を図るとともに、必要な役務を提供することとする。

3 乙と物品を購入した者との間に発生したトラブル等について、甲は一切、責任を負わな  
いものとする。

### （手数料）

第2条 乙は、前条に定める役務の提供の代償として、物品販売手数料として売上の10%  
を甲に支払うこととする。

2 前項に定める手数料は10円未満を切り捨てとし、販売終了後直ちに甲に支払うものと  
する。

### （協議）

第3条 この契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約書に  
定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めることとする。

### （契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、標記の公演の公演期日（平成 年 月 日）に限る  
ものとする。

この契約書の証として、本書2通を作成し、甲、乙が各々1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 中津市豊田町14番地38

特定非営利活動法人中津文化協会 理事長 里見隆彦 ⑩

乙

⑩